

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定による。地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第二項、第三項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

(趣旨)

**第一条** この政令は、二千十二年三月三十日ジユネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（次条第四号イ及びロにおいて「改正協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（同条及び第五条第一項において「日欧協定」という。）その他の国際約束を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに關し、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

**第二条** この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二　特定地方公共団体　都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。

イ 日欧協定第一・二条（q）に規定する欧洲連合構成国の国民

ハ 口  
日欧協定第八・二条（m）（i）に規定する法人  
包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（三

二  
二の國民（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（二において「英國」という。）の國民に限る。）

二　日英協定第八・二条（n）に規定する法人（英國の法人に限る）

四 特定役務 次のイ又はロに掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める役務をいう。

イ 特定地方公共団体 改正協定の附属書I 日本国の付表5に掲げるサービス若しくは同附属書I 日本国の付表6に掲げる建設サービス（次号及び第十一項において「建設工事」という。）又は日欧協定の附属書十第二編第B節5（b）に掲げるサービスに係る役務

口 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）改正協定の附属書I日本国との付表5に掲げるサービスに係る役務

五 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため結される契約(当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達に付随するものを含む) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第二百七十九号) 第二条第二項に規定する特定事業(建設工事を除く。) にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を

改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

**(適用範囲)** 六一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の一以上の物品等若しくは特定役務の調達のため総継される一以上の調達契約をいう

**第三条** この政令は、特定地方公共団体又は中核市との締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約によるもの）又は其の二つ以上の合併額（前項の二つ以上の契約による予定価格の合計額）のうち、当該政令による規制の適用を受けないもの（以下「除外契約」）を除くこととする。

契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが十二月以下の場合は、該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は総務大臣の定めるところにより算定した額とする。)が総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額であるものについて適用する。ただし、次に掲げる調達契約については、この限りでない。

特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約

二 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会を相手方とする調達契約

四 三  
中核市の経営する電気事業に係る調達契約  
公共の安全と秩序の維持に密接に関連する調達契約であつて、当該調達契約に係る特定地方公共団体又は中核市の行為を秘密にする必要があるもの

前項の予定価格は、一連の調達契約が締結される場合には、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

**（競争入札の参加者の資格に関する公示）**

特定地方公共団体の長は、この政令の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるときは、地方自治法施行令第百六十七條の五第二項（同令第百六十七條

条の十一第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示については、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、しなければならない。

（一般競争入札の参加者の資格に関する要件の制限等）  
第五条 特定地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七條の五の二の規定にかかわらず、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者（当該特定地方公共団体の経営する鉄道事業又は軌

道事業における運行上の安全に関連する特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者にあつては、国内の供給者（物品等又は特定役務を提供し、又は提供しようとする者であつて、国内に事業

所を有するものをいう。及び歐州連合等の供給者に限る)につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。中核市長は、地方自治法施行令第百六十七条の五の二の規定により特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めた場合には、次の各号のいずれにも該当する場合を除き、歐州連合等の供給者が当該資格を有する者であるかどうかにかかるらず、歐州連合等の供給者を当該資格を有する者として取り扱わなければならない。

一 地方自治法施行令第一百六十七条の五第一項の規定により当該入札に参加する者の経営の規模に関する必要な資格を定めた場合には、日欧協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)又は日英協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)の中、中小企業が当該資格を有する者に含まれる場合として総務大臣が定める場合に該当する場合

二 前号に掲げるもののほか、地方自治法施行令第一百六十七条の四、第一百六十七条の五第一項及び第一百六十七条の五の二の規定により当該入札に参加する者に必要な資格を定めた理由及び当該資格の内容が、日欧協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)又は日英協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)の規定の適用のための要件として総務大臣が定める要件に適合する場合

(一般競争入札について公表をする事項)

**第六条** 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第一百六十七条の六第一項の規定により公表をするときは、同項の規定により公表をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならぬ事項のほか、次に掲げる事項についても、公表をしなければならない。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 契約条項を示す場所
- 三 入札保証金に関する事項
- 四 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公表の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公表の日付
- 五 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- 六 第八条に規定する文書の交付に関する事項
- 七 落札者の決定の方法

(指名競争入札の公示等)

**第七条** 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき指名競争入札により契約を締結しようとするときは、前条の規定により一般競争入札について公表をするものとされていいる事項について、公示をしなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、特定調達契約について地方自治法施行令第一百六十七条の十二第二項の規定により通知するときは、同項の規定により通知しなければならない事項及び同条第三項において準用する同令第百六十七條の六第二項の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 前条第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 一連の調達契約にあっては、前条第四号に掲げる事項
- 三 契約の手続において使用する言語

(入札説明書の交付)

**第八条** 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、これらの競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、入札を行うため必要な事項として当該特定地方公共団体の規則で定める事項について説明する文書を交付するものとする。

(落札者の決定方法の制限)

**第九条** 地方自治法施行令第一百六十七条の十第二項(同令第一百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定は、特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、適用しない。

(複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達)

**第十条** 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争入札に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者たち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもつて落札者とすることができる。

2 前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかつたものとする。

3 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札により落札者を定めた場合において、落札者のうち契約を結ばない者があるときは、その者の落札していた数量の範囲内で、まず前項に規定する最後の順位の落札者について同項の規定により落札がなかつたものとされた数量の落札があつたものとし、次に第九項の規定により落札者とならなかつた者についてその者の入札数量の落札があつたものとすることができる。

4 前項の場合において、第九項の規定により落札者とならなかつた者が二人以上あるときは、同項の規定の例によりその順位を決定し、また、最後の順位に当たる者の入札数量について第二項に規定する場合に准ずべき場合があるときは、同項の規定の例による。

5 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき第一項の規定による一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について地方自治法施行令第一百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、第六条の規定により公告をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公表をしなければならない。

6 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき第一項の規定による指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について第七条第一項の規定により公表をするときは、同項の規定により公表をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公表をしなければならない。

四 第十一項の規定により当該一般競争入札を取り消すことがある旨

6 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき第一項の規定による指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について第七条第一項の規定により公表をするときは、同項の規定により公表をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公表をしなければならない。



(特定地方公共団体等の規則への委任)

**第十四条** この政令に規定するものを除くほか、特定調達契約について必要な事項は、特定地方公共団体又は中核市の規則で定める。

(施行期日)  
附 則

1 この政令は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
(経過措置)

2 この政令は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。  
3 この政令は、第十条第一項第六号に規定する契約であつて、この政令の施行の日前に建築物の設計に係る案の提出の要請が行われたものであり、かつ、当該契約の相手方が当該案の提出を行つた者の中から最も優れた案を提出した者として同日以後に特定されるものについては、適用しない。

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。  
附 則 (平成一六年一一月八日政令第三四四号) 抄

(施行期日)  
附 則 (平成一六年三月一二日政令第五八号)

**第一条** この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年十一月十日)から施行する。

(施行期日)  
附 則 (平成二六年三月三日政令第八八号)

1 この政令は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)  
2 改正後の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則 (平成二八年三月三〇日政令第八八号)  
この政令は、平成二十八年五月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月二一日政令第三四七号)

(施行期日)  
1 この政令は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日から施行する。

(経過措置)  
2 この政令による改正後の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則 (平成三〇年一二月二七日政令第三五三号)

(施行期日)  
1 この政令は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日の翌日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)  
2 この政令による改正後の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則 (令和二年一二月二三日政令第三五七号)

(施行期日)  
1 この政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の効力発生の日から施行する。

(経過措置)  
2 この政令による改正後の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則 (令和二年一二月二四日政令第三七八号)

この政令は、一千二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書がイスラエルについて効力を生ずる日から施行する。

附 則 (令和六年一月一九日政令第二二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。